



30 も第 194 号  
平成 30 年 (2018 年) 10 月 1 日

環境部長 様

産業労働部長

平成 30 年度高圧ガス保安活動促進週間の実施について (通知)

このことについて、別添「高圧ガス保安活動促進週間実施要領」のとおり実施されます。

本週間は、高圧ガスの保安に関する活動を促進し、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として、毎年実施されておりますが、本年度も「残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底」が重点目標の一つとしてあげられております。

つきましては、産業廃棄物処理業者、廃品回収業者等に対し、高圧ガス容器の危険性及び適正な取扱いに関する下記事項の周知についてご配意願います。

記

- 1 高圧ガス容器は、漏洩、爆発のおそれがあるため取扱いには注意すること。
- 2 高圧ガスを移動するときは、高圧ガス保安法第 23 条に規定される移動の基準を遵守すること。
- 3 高圧ガスを貯蔵するときは、高圧ガス保安法第 15 条に規定される貯蔵の基準を遵守すること。
- 4 高圧ガス容器をくず化するときは、通風の良い火気のない場所において、ガスを放出し、水により置換した後にくず化すること。
- 5 残ガスを排除した容器は、排除していない容器と混同しないように区分して容器置場におくこと。
- 6 高圧ガス容器のくず化は、容器の胴部が扁平になるまでプレスするか、2 個以上になるまで切断し、再使用できないようにすること。

担 当	ものづくり振興課産業保安係 沖村 正博 (課長) 五味 寛敏 (担当)
電 話	026-235-7133 (直通)
ファクシミリ	026-235-7197
電子メール	mono@pref.nagano.lg.jp